災害時の産業廃棄物処理の広域連携に向けた規則等の改正について

1 改正理由

本県の非常災害時における産業廃棄物を他都道府県にて適正に処理する体制の確保の観点から、他都道府県において非常災害が発生し、当該都道府県において適正処理が困難になると認める産業廃棄物を県内において処理しようとする場合において、緊急事態に対応できるよう、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則(以下「規則」という。)及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱(以下「要綱」という。)を改正する。

2 改正のポイント

- 県外産業廃棄物を県内において処分又は保管できる例外として、「非常災害の発生により県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物(当該非常災害が発生した日から1年以内に排出されたものに限る。)」を追加(埋立処分を除く。)し、通常時に比べ、事前協議の手続きを簡素化し、提出時期を短縮する(通常時は3か月前までのところを14日前まで)ことで、緊急時にも迅速に対応できるようにする。 (規則:第2条第2項、第3条関係、第6条第2項等)
 - (要綱:第9条第2号、第9条の4、第9条の9等)
- 災害の混乱に乗じて未協議の県外産業廃棄物が搬入されないよう、通常時には 年1回以上となっている立入検査を、4か月に1回以上と回数を増やすことと し、指導監視体制の強化を図る。 (規則:第10条)
- ※ 上記の対象となる産業廃棄物とは、非常災害時に発生したものであるが、災害により生じた廃棄物である「災害廃棄物」とは異なり、日常的に生じた産業廃棄物のうち、産業廃棄物処理施設等の被災による損壊等が原因で、処理できなくなったもののことを指す。

3 施行日、経過措置

施 行 日:令和4年4月1日

経過措置:要綱による改正前の様式第1号による用紙は、当分の間、修正して使用

することができる。